

受理番号 第 30 号

受理日 平成29年8月7日

基発 0803 第 5 号

平成 29 年 8 月 3 日

一般社団法人日本建設機械施工協会会長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公 印 省 略)

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について

労働基準行政の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 29 年 8 月 3 日に公布されました労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成 29 年政令第 218 号）及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 89 号）により、アスファルト等 10 物質とそれらを含む製剤その他の物について、譲渡提供する場合のラベル表示、SDS の交付等を義務付け、また、製造・取扱いの際のリスクアセスメントの実施を義務付けるとともに、シリカのうち非晶質のものをこれらの措置の対象から除く改正を行ったところです。本改正につきましては平成 30 年 7 月 1 日より施行（シリカ及び結晶質シリカに係る改正については公布日施行）することとしており、本改正政省令の施行につき別添の通り都道府県労働局長あて指示しております。

つきましては、貴団体におかれましても、化学物質等の適切な管理に関する制度改正の趣旨を御理解いただき、傘下会員、事業場等に対する周知にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成29年8月

関係事業者団体等 安全衛生担当者 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部化学物質対策課

通達の送付について

平素より大変御世話になっております。

別添のとおり、以下の通達を送付いたしますので、ご査収いただきますようお願いいたします。

送付いたしました通達について、ご不明な点等ございましたら、下記担当あてご連絡くださいますようお願いいたします。

(送付する通達)

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について（平成29年8月3日付け基発0803第5号）

なお、本件に係る関連情報について、追って、次の厚生労働省ホームページ「職場における化学物質対策について」の「法令改正等についてのご案内」欄に掲載を予定しておりますので、併せて御参照されますようお願いいたします。

(URL :

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/anzen/anzeneisei03.html)

(担当)

厚生労働省労働基準局安全衛生部

化学物質対策課 化学安全班 吉澤

電話 03-5253-1111 (内 5517)

FAX 03-3502-1598